

令和7年度 社会課題解決型クラウドファンディング活用事業対象事業認定
企画提案に係る質問に対する回答について

本回答は、公募要領や実施要綱に基づき、経済産業省「補助事業事務処理マニュアル」の考え方を参考に作成したものです。
なお、今後制定予定の補助金交付要綱により、補助対象経費や手続き等の詳細が変更となる場合があります。最終的な取扱いは、今後制定予定の交付要綱の規定を改めてご確認ください。

No.	項目等	質問内容	回答
1	実施要綱 第9条第2項	実施要綱第9条第2項には「2 資金の調達は、認定事業者が第5条の事業認定申請時に設定する目標金額を上限に行う。ただし、目標金額を寄附額が超過した場合は、目標金額に当該超過分を上乗せした金額で調達を行う。」とあります。 仮に1000万円調達見込みで申請をしており、実際には3000万円集まった場合には、計画変更を行い、3000万円を原資にした事業を行なっている、という理解で良いでしょうか？ 念の為、調達が予定を下回り500万円しか集まらなかった場合も同様と理解していますが、よろしいでしょうか？	寄附額が目標額を超過した場合は、その超過分を上乗せした計画に変更後、調達可能です。逆に目標額に達しなかった場合も、計画を縮小・再調整のうえ事業実施は可能としております。
2	資金調達について	調達を行う場合、企業版ふるさと納税と個人版ふるさと納税を併用して調達を行うことは可能でしょうか？それとも、いずれかでしょうか？	現行制度では併用不可としております。いずれか1つを選択ください。
3	会場・舞台設営費の補助対象可否	大規模イベント実施において、会場費・音響・照明・舞台設営等の高額経費は「賃借料」または「外注費」として全額補助対象となるか。上限や経費区分の条件はあるか。	会場費・音響・照明・舞台設営等は「賃借料」または「外注費」として計上可能です。上限額は寄附額(サイト手数料控除後)の範囲内かつ補助率10/10以内としております。
4	広告宣伝費の扱い	広告宣伝費(SNS広告、ポスター・チラシ制作費、動画制作費など)は「販路開拓費」として対象となるか。イベント広報目的でも全額対象になるか。	SNS広告、ポスター・チラシ制作費、動画制作費等は「販路開拓費」として計上可能です。イベント広報目的でも対象となりますが、必要性等の確認が必要となります。
5	謝金の範囲	イベントにおいて、パフォーマンスや司会進行を行う出演者への出演料と、トークセッションや基調講演等で登壇するゲストへの講演料は、いずれも「謝金」として全額補助対象となるか。それぞれの役割や契約形態によって、経費区分や補助可否に違いはあるか。	出演料・司会進行料・講演料は「謝金」に該当します。但し、契約内容によっては外注費になる場合があるため、契約書等で判断したいと考えております。
6	運営スタッフ費用の計上	イベント当日の運営スタッフ(短期雇用・アルバイト)や外部運営会社への委託費は、労務費または外注費として対象経費に含まれるか。	短期雇用・アルバイトは「補助員費(労務費)」、外部運営会社は「外注費」として計上可能です。
7	会場変更時の手続き	認定後にやむを得ずイベント会場を変更する場合(同一市内・同規模・同目的)、事業認定変更承認申請書(第2号様式)の提出は必須か。また、経費変動が軽微な場合でも承認が必要か。	認定事業内容の変更は原則承認申請が必要となります。同一市内・同規模・同目的の場合でも、契約変更や経費変動がある場合は変更承認をお願いいたします。

令和7年度 社会課題解決型クラウドファンディング活用事業対象事業認定
企画提案に係る質問に対する回答について

本回答は、公募要領や実施要綱に基づき、経済産業省「補助事業事務処理マニュアル」の考え方を参考に作成したものです。
なお、今後制定予定の補助金交付要綱により、補助対象経費や手続き等の詳細が変更となる場合があります。最終的な取扱いは、今後制定予定の交付要綱の規定を改めてご確認ください。

No.	項目等	質問内容	回答
8	他補助金との併用	他の助成金やスポンサー収入と本事業を併用することは可能か。その場合、経費按分や報告の方法に関するルールはあるか。	併用は原則可能ですが、二重計上は不可です。併用する場合、対外的にも説明可能なよう経費按分の方法と証憑の整理をお願いします。
9	クラウドファンディングの広報活動	寄附募集のための広報・PR費用は、補助対象経費に含まれるか。特にデザイン制作費やSNS広告費などは対象となる	寄附募集の広報・PR費用は販路開拓費として計上可能です。デザイン制作費、SNS広告費も対象ですが、過度な宣伝は認められない場合があります。
10	学生スタッフの経費	学生への人件費は対象外だが、交通費や宿泊費など実費精算は対象経費として認められるか。	学生への人件費は対象外ですが、交通費・宿泊費等の実費精算は「旅費」として計上可能です。その場合、事業従事との直接性を証明する資料が必要となります。
11	効果指標の設定方法	「測定可能な効果指標」として、参加者数や満足度、事後アンケートによる行動変容などを設定することは可能か。それとも経済的インパクト等の指標が必須か。	参加者数、満足度、アンケートによる行動変容等も測定可能な効果指標として可能です。必ずしも経済的インパクトに限定されませんが、定量化できる指標が望ましいです。
12	事業認定書の記載内容について	事業認定書に記載すべき内容はどのような項目がありますでしょうか。事業の背景、目的、実施内容、スケジュール、KPI等を想定していますが、追加すべき項目などありますか。	事業認定に記載すべき項目は、原則として以下のとおり想定しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の背景及び目的 ・実施内容(事業の概要、対象、方法等) ・実施スケジュール ・成果目標(KPI、定量・定性指標) ・予算概要(寄附目標額、主要経費区分) ・実施体制(責任者、関係機関等) ・期待される効果や社会的インパクト <p>これらは、公募要領・実施要綱において直接列挙されていない場合でも、事業審査・承認の際に必要と考えている記載事項に該当すると考えております。</p>
13	財務概要について	【様式2】(その2)4. 財務概要に(1)損益計算書、(2)貸借対照表の記載欄がありますが、本学の場合公式HP上で各年度の財務諸表等決算関係書類を公開しており、財務諸表(損益計算書、貸借対照表も含まれます)を提出する予定ですが、その場合も「4. 財務概要」の記載は必要でしょうか？	財務概要は事業者の財務健全性や事業継続性を確認するための記載欄です。公式HPで財務諸表を公開している場合でも、応募書類としては当該欄への記載が必要です。 <p>なお、HP掲載資料から主要数値を抜粋・転記する形で差し支えありません。</p>